

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 岡田 和生  
( J A S D A Q ・ コード 6 4 2 5 )  
問合せ先 執行役員管理本部長 小林 輝彦  
電 話 03 - 5530 - 3055 ( 代表 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### 〔定款変更案 1〕

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります(変更案第 2 条)。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築し、取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第 18 条(任期)に規定する取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、あわせて任期の調整に関する規定を削除するものであります(変更案第 21 条)。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。  
「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、当社定款には、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨(変更案第 4 条)、株券を発行する旨(変更案第 8 条)並びに株主名簿管理人を置く旨(変更案第 12 条)の定めがあるものとみなされているため、定款の表記上もその旨を明記するものであります。  
単元未満株の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります(変更案第 10 条)。  
より充実した情報の開示を行うことを可能とするため、株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)  
必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう規定を新設するものであります(変更案第 25 条第 2 項)。  
コーポレートガバナンスの充実に向けて、社外監査役が、その期待される役割を十分に果たし、また、社外監査役として有能な人材を招聘しやすい環境を整備するため、社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第 38 条第 2 項)。  
上記のほか、会社法に基づき必要とされる事項に関する規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記規定の新設等に伴う条数の変更、その他規定の整備を行うものであります。

##### 〔定款変更案 2〕

「事業持株会社体制」への移行に伴う変更

第 3 号議案「分割契約書承認の件」に記載のとおり、経営の健全性と透明性を高めコーポレートガバナンスの充実を図るため、平成 18 年 10 月 1 日より、「事業持株会社体制」への移行を予定しております。これに伴い、商号を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

〔定款変更案1〕

(第33期定時株主総会終了時に変更)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、アルゼ株式会社を称し、英文では、ARUZE CORP. と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 音声・映像のソフトウェア(ディスク、テープ及びフィルム)の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給</li> <li>2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸</li> <li>3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入</li> <li>4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導</li> <li>5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営</li> <li>6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売</li> <li>7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売</li> <li>8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入</li> <li>9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売</li> <li>10. 金属工作機械の製造及び販売</li> <li>11. 工作機械の加工・組立</li> <li>12. 機械器具部品の加工・組立</li> <li>13. 上記各号に関する古物品の販売</li> <li>14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介</li> <li>15. 通信販売業</li> <li>16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業</li> <li>17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス</li> <li>18. 不動産の売買及び賃貸管理</li> <li>19. 通信機器の設計、製造及び販売</li> <li>20. <u>上記各号に付帯する一切の事業</u> (新設) (新設)</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、<u>下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理</u>することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">1. ~ 19. (現行どおり)</p> <p>20. <u>労務、経理等の事務代行業務</u> 21. <u>子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介</u> 22. <u>上記各号に付帯する一切の事業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><del>— 当社は、前項第1号から第21号に掲げる事業を営むことを目的とする。</del></p> <p><del>— 当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。</del></p>
<p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第4条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>
<p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (会社が発行する株式の総数)</p> <p>当社が発行する株式の総数は、324,820,000株とする。</p> <p>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p>
<p>第6条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、324,820,000株とする。</p>
<p>第7条 (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>当社は、100株をもって株式の1単元とする。</p> <p>当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (自己の株式の取得)</p> <p>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (株券の発行)</p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第8条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>第9条 (名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>第10条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
	<p>第12条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、実質株主通知の受理、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条（基準日） 当社は、毎決算期日現在の株主名簿に記載された株主（実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。）を以て、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条（招集及び招集権者） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第12条（議長） 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条（招集） （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第14条（定時株主総会の基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（決議） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。</p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。 この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>第15条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行いその原本を当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条（員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第17条（選任） 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。 （新設）</p> <p>第18条（任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときをもって満了する。但し、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第19条（代表取締役） 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 （新設）</p> <p>第20条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第21条（招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 （削除）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） （現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の選任方法） （現行どおり）</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 — 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。 （削除）</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>— 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第22条（招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前にこれを発する。但し、取締役及び監査役の実員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。 （新設）</p> <p>第23条（決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。但し、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。 （新設）</p> <p>第24条（議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。 （新設）</p> <p>第25条（取締役の責任免除） 当社は、商法266条12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条1項5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 （新設）</p> <p>第26条（社外取締役との間の責任限定契約） 当社は、商法266条19項の規定により、社外取締役との間で、同条1項5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 （削除）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 — 取締役及び監査役の実員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 — 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の実員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 （削除）</p> <p>第26条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 — 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 （削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（報酬） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条（員数） 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第29条（選任決議） 当社の監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第30条（任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときをもって終了する。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第31条（常勤監査役） 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>第32条（招集及び議長） 監査役会は、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。但し、必要あるときは、他の監査役も監査役会を招集することができる。</p> <p>第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第34条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で決する。</p> <p>第35条（監査役会の議事録） 監査役会における議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p> <p>第36条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第37条（報酬） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第38条（監査役の責任免除） 当社は商法280条1項の規定により取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条（監査役の員数） （現行どおり）</p> <p>第30条（監査役の選任方法） （現行どおり）</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第32条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第33条（監査役会の招集及び議長） （現行どおり）</p> <p>第34条（監査役の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第35条（監査役会の決議方法） （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第36条（監査役会規程） （現行どおり）</p> <p>第37条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>— 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
第6章 計 算	第6章 計 算
<p>第39条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>— 決算は、<u>毎営業年度末日</u>に行う。</p>	<p>第39条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第40条 (利益配当・中間配当) 利益配当金は、<u>毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に中間配当をすることができる。</p> <p>前2項の配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとし、未払配当金には利息はつけないものとする。</u></p>	<p>第40条 (剰余金の配当の基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
(新設)	<p>第41条 (配当金の除斥期間) 剰余金の配当は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>— <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

〔定款変更案2〕

(会社分割の効力発生日をもって変更)

(下線部分は変更箇所)

定款変更案1による変更後の定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>アルゼ株式会社</u>と称し、英文では、<u>ARUZE CORP.</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>アルゼホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>ARUZE HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

(但し、定款変更案2については、会社分割の効力発生日をもって変更)

以上